

倒壊等の恐れがある危険な空き家の除去費用を補助

町では、倒壊等の恐れがある危険な空き家を除去する費用の一部を補助します。

補助対象となる空き家

次の全てに該当する空き家。

- ・ 抵当権などが設定されていない(全ての権利者が同意している場合を除く)
- ・ 売買から1年以上が経過している
- ・ 地方公共団体などによる他の補助金などの交付を受けていない
- ・ 公共事業などによる補償を受けていない
- ・ 同一敷地内において居住の実態がない
- ・ 行政区嘱託員が周辺的生活環境に悪影響を及ぼすと判断した
- ・ 「空家等不良度判定」において一定の基準を満たしている など

その他の条件

- ・ 令和5年2月28日(火)までに除去が完了する予定であること
- ・ 原則としてさら地にすること
- ・ 除去について、全ての関係権利者の同意を得ていること
- ・ 見積もり・契約する解体工事業者は、建設業の許可(土木・建築・解体)または県に解体工事業者の登録を受け、かつ県内に本店か営業所などを有する事業者に限る

補助/申請について

補助対象者 個人である建物所有者
または相続人

補助金額 除去費の10分の9
(上限300万円)

※補助金交付申請書を先着順に審査し、予算の範囲内で交付決定します。

申請先 危機管理課
(役場仮設庁舎 別館)

申請受付期限 11月30日(水)

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



問 危機管理課 ☎ 286-3210

【宅地開発事業者向け】ゆとりある住宅地の造成を支援

飯野・福田・津森地区で、ゆとりある住宅地を造成する事業者には補助金を交付します。

補助の条件

次の全てに該当する宅地造成。

- ・ 一度に3区画以上の宅地造成を行う
- ・ 宅地1区画当たりの面積が230㎡以上である
- ・ 道路幅が6m以上である

補助金額

- ・ 幅6m以上の新設道路延長1m当たり4万円(地区計画となる場合は5万円)
- ・ 宅地造成と併せて行った既存道路の拡幅分も補助

申請について

事業期間 令和7年3月31日まで
※同日までに町が補助金の「交付決定」を行った造成工事が対象

申請方法 町ホームページでご確認ください。
<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0035164/index.html>



その他 予算が上限に達した場合は、事業期間にかかわらず受け付けを終了します。

問 企画財政課 復興企画係 ☎ 286-3223